

平成29年4月28日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対しても、後記「事実」欄第3の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）

の再審査請求の趣旨は主文と同旨の裁決を求めるということである。

第2 事案の概要

本件は、請求人が厚生労働大臣に遺族厚生年金の請求をしたところ、死亡した配偶者と住民票上の住所が異なっており、生計維持関係が認められないとして遺族厚生年金を不支給とする処分がなされたことを不服として、審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

1 請求人は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権者であったA（以下「亡A」という。）が平成〇年〇月〇日に死亡したので、同月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、亡Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に對し、「生計維持関係が認められないため」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法第30条第1項の規定により指名された者の主張の要旨

（略）

理由

第1 問題点

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、死亡した者（以下「適格死亡者」という。）の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得（以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。）を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている（厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第58条第1項第4号、第59条第1項及び第4項、厚年法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知（以下「認定基準」という。））。

2 本件の場合、亡Aが、その死亡の当時適格死亡者であったこと、及び同人の死亡の当時請求人が亡Aの妻であって、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、後記第3の1の認定事実から明らかであり、これらの点について当事者間に争いはないものと認められるから、本件の問題点は、請求人が亡Aの死亡当時、同人によって生計を維持した配偶者でないと認めることができるかどうか、ということである。

第2 審査資料

（略）

第3 当審査会の判断

1 審査資料によれば、以下の記載があることが認められる。

（略）

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

（1） 遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、上記認定基準を定めているが、認定基準は、「これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れ

たものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。」とした上、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、前記1で認定した事実により、請求人が上記(1)のアに該当しないことは明らかであるので、上記(1)のイに該当するものと認められるかどうかが問題となる。亡Aと請求人の住民票上の住所が異なることについては、亡AのDVが原因で請求人が家を出たとされており、亡Aから請求人に対する経済的援助、及び、音信・訪問はなかったとされているから、上記(1)のイにも該当するとはいえない。

(3) しかし、一方配偶者が死亡した時点という一点を捉えて、その時点において他方配偶者の生計が支えられていないとして生計維持関係を認めないとすることが著しく合理性を欠く場合、たとえば、一方配偶者の死亡時点において、別居のため一体の生計が當まておらず、また、仕送り等経済上の援助がない場合であっても、それが配偶

者の一方又は双方の疾病、老齢、老人保健施設入所その他やむを得ない事情によるものであって、双方に婚姻関係解消の意思が認められず、いわば常態から逸脱した状況が長期間続いているわけではなく、上記やむを得ない事情が解消すれば速やかに夫婦の共同生活が再開されることが期待されるような場合には、生計維持関係が失われたか否かの判断は、その間の事情を、実態に即して総合的に考慮してなされるべきものであり、認定基準においても、前述のとおり、「これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。」としているところである。

(4) 本件の場合、亡A死亡時において、亡Aと請求人が別居していたことは明らかであるから、前記(1)のアに該当するとはいえない。しかしながら、亡Aと請求人の別居は、請求人がその生命・身体に明白かつ現在の危険を感じるのに十分な、亡Aによる暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）によるものであって、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条所定の、配偶者からの身体に対する暴力等による被害を回避し、その暴力等からの保護を求めるための別居であったと認めることができる。そして、その別居期間は、50年近い婚姻期間のうちの末期の1年数か月にすぎず、その経緯をみると、請求人は、亡Aによる身体に対する暴力等を契機に、平成〇年〇月〇日に〇〇〇丁目の住所の自宅を出て、〇〇警察〇警察署の保護を受け、その後、〇〇女性センターに入所したとされ、同年〇月〇日に〇〇裁判所がした保護命令によって、6か月間の保護を受け、平成〇年〇月〇日に、〇〇区の住所に転居しているのであって、亡Aが死亡

したのは平成〇年〇月〇日であることから、別居の状態はまだ固定化しているとはいはず、請求人と亡Aの間に離婚の合意は認められず、請求人と亡Aの婚姻や同居、協力扶助等に関するところでは、いまだその行方が定まらない時期にあり、その生計維持関係に係る事態は極めて流動的であったとみることが相当であり、別居が短期間で一時的なものであったと評価できることも併せ考えると、本件においては、いまだ請求人と亡Aの生計同一関係は失われていないものと認めるのが相当であり、上記認定基準のア及びイに当たらないことをもって、生計維持関係を否定することは、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くといわなければならない。

- (5) 以上によれば、請求人は、亡Aの死亡の当時、同人によって生計を維持したものと認めることができるから、当審査会の上記判断と符合しない原処分は不当であるから、取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。